

魚沼市新ごみ処理施設整備に係る  
生活環境影響調査業務委託

仕 様 書

令和 7 年 1 月

魚 沼 市

## 第 1 章 総則

本委託業務は、魚沼市委託契約条項(令和 4 年魚沼市告示第 159 号。以下「委託条項」という。)及び本仕様書に従い実施するものとする。

なお、実施にあたっては、魚沼市情報セキュリティポリシーの本旨に従い、情報資産を適正に取り扱うこととし、情報セキュリティ特記事項を遵守すること。

また、受注者は委託条項及び本仕様書に定めのないものについても、本委託業務(以下「本業務」という。)遂行上必要と思われる事項については、魚沼市(以下「発注者」という。)と協議のうえ、これを行うものとする。

### 1 業務の目的

本業務は、発注者が計画している新ごみ処理施設(以下「新施設」という。)整備に向け、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年法律第 137 号。以下「廃掃法」という。)第 9 条の 3 に規定する生活環境影響調査を実施し、新施設周辺の生活環境に及ぼす影響についての現況把握、予測及び分析を的確に行い、生活環境影響調査報告書として取りまとめることを目的とする。

### 2 業務概要

委託番号：6 継新整委第 1 号

業務名：魚沼市新ごみ処理施設整備に係る生活環境影響調査業務委託

履行期間：契約締結の日から令和 8 年 8 月 31 日まで

(継続費設定：令和 6 年度から令和 8 年度まで)

履行場所：魚沼市 中島ほか 地内(敷地面積 約 10,000 m<sup>2</sup>)

計画対象施設：1) エネルギー回収型廃棄物処理施設(想定規模：46t/日)

2) マテリアルリサイクル推進施設(想定規模：6.6t/日)

※処理方式、規模等は魚沼市新ごみ処理施設施設整備基本計画(以下「整備基本計画」という。)にて検討中であり令和 7 年度中に確定する予定。

業務の範囲：本業務の範囲は、新施設設置場所及びその周辺地域とし、新施設が稼動することにより生活環境への影響が予想される地域とする。

### 3 関係法令等の遵守

受注者は、業務の遂行にあたり、廃掃法等の関係する法令、規則、細則及び通知等を遵守しなければならない。

#### 4 業務実績情報システム(テクリス)登録

受注者は、本業務の契約・変更・完了時において、監督員の確認を受けたうえで業務情報を業務実績情報システム(テクリス)へ速やかに登録すること。

#### 5 必要な技術者の配置及び業務

本業務の円滑な遂行を図るため、十分な経験を有する管理技術者及び照査技術者を配置すること。なお、要件及び業務は以下のとおりとし、それぞれ別の者を配置すること。(兼任は認めない。)

##### 1) 管理技術者

- ① 契約の履行に関し、業務の管理及び統括等を行い、発注者との打合せに原則全て出席し、本業務に主体的に取り込む者
- ② 技術士法(昭和58年法律第25号)に定める技術士で以下ア)～カ)のいずれかで技術士登録を受けている者で、これまでに生活環境影響調査又は環境影響評価の業務の実績を有すること。
  - ア) 総合技術監理部門「衛生工学-廃棄物・資源循環又は廃棄物管理」
  - イ) 総合技術監理部門「建設-建設環境」
  - ウ) 総合技術監理部門「環境-環境影響評価又は環境測定」
  - エ) 衛生工学部門「廃棄物・資源循環又は廃棄物管理」
  - オ) 建設部門「建設環境」
  - カ) 環境部門「環境影響評価又は環境測定」

##### 2) 照査技術者

- ① 照査技術者は、業務の進行や品質、成果物の内容等の照査を行う者
- ② 技術士法に定める技術士で上記1)②ア)～カ)のいずれかで技術士登録を受けている者

#### 6 打合せ等

業務等を適切かつ円滑に実施するため、受注者と監督員は常に密接な連絡を取り、業務の方針及び条件等の疑義を正すものとし、その態様についてはその都度受注者が書面(打合せ記録簿)に記録し、相互に確認しなければならない。

なお、連絡は積極的に電子メール等を活用し、電子メールで確認した内容については、必要に応じて書面(打合せ記録簿)を作成するものとする。

#### 7 提出書類

受注者は、以下の書類を遅滞なく提出するものとする。(様式は魚沼市ホームページからダウンロードすること。)

- 1) 業務着手時
  - ア 着手届

- イ 管理技術者届(経歴書及び資格を証明する書類の写しを添付)
- ウ 照査技術者届(経歴書及び資格を証明する書類の写しを添付)
- エ 業務計画書※
- オ その他必要な書類

## 2) 業務完了時

- ア 履行届
- イ 成果品
- ウ その他必要な書類

※業務計画書には契約図書に基づき下記事項を記載するものとする。

- 1) 業務概要
- 2) 実施方針
- 3) 業務工程
- 4) 業務組織計画
- 5) 打合せ計画
- 6) 成果物の品質を確保する計画
- 7) 成果物の内容、部数
- 8) 使用する主な図書及び基準
- 9) 連絡体制(緊急時含む)
- 10) その他必要事項

## 8 土地への立ち入り等

受注者は、業務を実施するために公有地や私有地に立ち入る場合は、発注者や関係者と十分な協議を行い、業務が円滑に進捗するよう努めるものとする。

## 9 関係官公庁等との協議

受注者は、業務の実施にあたり、発注者が行う関係官公庁等への手続きの際に協力しなければならない。また、受注者は、本業務を実施するため、関係官公庁等に対する諸手続きが必要な場合は、速やかに行うものとする

## 10 資料の貸与及び返却

本業務を遂行する上で必要な関係資料等の収集は、原則的に受注者が行うものとするが、発注者が保有しているもののうち、貸出しが可能な資料・記録等については貸与する。なお、貸与された関係資料等については借用書を提出し、業務の完了時に速やかに返還しなければならない。

## 11 業務の完了

- 1) 受注者は、業務完了後速やかに履行届を提出し、発注者の検査を受け、検査合格をもって業務の完了とする。
- 2) 業務完了後、受注者の責任に帰すべき理由による成果物の不良個所があった場合は、速やかに必要な訂正、補足等の措置を行うものとし、これに対する経費は受注者の負担とする。

## 12 成果品

本業務の成果品は次のとおりとする。

- |    |                     |        |       |
|----|---------------------|--------|-------|
| 1) | 生活環境影響調査報告書         | A4 版製本 | 20 部  |
| 2) | 生活環境影響調査報告書(概要版)    | A4 版製本 | 20 部  |
| 3) | 生活環境影響調査報告書(パンフレット) | A4 版製本 | 200 部 |
| 4) | 打合簿及び協議簿            |        | 一式    |
| 5) | 上記成果品の電子データ(DVD-R)  |        | 一式    |

※データ形式は編集可能な形式と PDF による閲覧用形式の両方とする。

### 13 契約変更

発注者は、次の各号に掲げる場合において委託契約の変更を行うものとする。

- 1) 業務内容の変更により委託料に変更を生じる場合
- 2) 履行期間の変更を行う場合
- 3) 監督員と受注者が協議し、必要があると認められる場合

### 14 成果物の使用等

成果物はすべて発注者の所有とし、受注者は発注者の承諾を受けないで他に公表貸与、使用してはならない。特許権その他第三者の権利の対象となっている方法等を使用した場合は、成果物にそのことを明示するものとする。

### 15 守秘義務

受注者は、本業務の遂行上、知り得た事項について第三者に漏らしてはならない。また、当該業務の結果(業務処理過程にて得られた記録等を含む)を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。

### 16 行政情報流出防止対策の強化

受注者は、本業務の履行に関する全ての行政情報について適切な流出防止策をとり、業務計画書に流出防止策を記載するものとする。

### 17 留意事項

- 1) 本業務に文献その他の資料を引用した場合は、その文献、資料名を明記すること。
- 2) 「5 債新整委第 3 号魚沼市新ごみ処理施設整備基本計画・設計策定等業務委託」など並行して行う業務との連携調整を図りながら作業を進めること。

### 18 疑義の解決

委託条項及び本仕様書に定めのない事項が生じた場合、受注者は発注者と十分な打合せ及び協議を行い、業務の遂行に支障が出ないように努めなければならない。

## 第2章 業務内容

本業務は、廃棄物処理施設生活環境影響調査指針(平成18年9月環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部。以下「調査指針」という。)に基づいて実施する。

### 1 事業概要整理

事業計画について資料によるとりまとめ、予定地域の概況等の調査範囲を設定する。また、整備基本計画及び既存資料を基に、本事業の施設の設置に関する計画等を把握、整理し実施計画書を作成する。(整備基本計画は現在策定中のため、必要資料は完成次第随時発注者が提供する。)

- ① 施設の設置者の氏名及び住所
- ② 施設の設置場所
- ③ 設置する施設の種類
- ④ 施設において処理する廃棄物の種類
- ⑤ 施設の処理能力、施設の処理方式
- ⑥ 施設の構造及び設備
- ⑦ 公害防止対策
- ⑧ 廃棄物運搬車両の搬出入計画

### 2 地域概況調査

建設予定地の概況に係る以下の項目について、既存資料を基にとりまとめる。

- 1) 自然的状況に係る項目
- 2) 社会的状況に係る項目
- 3) 環境関係法律等に係る項目

### 3 生活環境影響調査項目の選定

地域の特性、事業特性の内容を基に抽出した生活環境影響要因に対する生活環境影響調査項目を検討し設定する。また、項目として選定した理由、項目として選定しなかった理由を整理すること。なお、生活環境影響調査項目の選定は、調査指針に示されている標準的な項目と、発注者が調査を想定している関連表(表1)を基に設定すること。

表 1 生活環境影響要因と生活環境影響調査項目

調査事項	生活環境影響要因		煙突排ガスの排出	施設排水の排出	施設の稼働	施設からの悪臭の漏洩	廃棄物等運搬車両の走行
	生活環境影響調査項目						
大気環境	大気質	二酸化硫黄 (SO <sub>2</sub> )	○				
		二酸化窒素 (NO <sub>2</sub> )	○				○
		浮遊粒子状物質 (SPM)	○				○
		塩化水素 (HCl)	○				
		ダイオキシン類	○				
		水銀 (Hg)	○				
	騒音	騒音レベル			○		○
	振動	振動レベル			○		○
臭気	臭気指数 (臭気濃度)	○			○		
水環境	水質 ※	生物学的酸素要求量 (BOD) または 化学的酸素要求量 (COD)		-			
		浮遊物質 (SS)		-			
		ダイオキシン類		-			

※ プラント排水及び生活排水はクロードシステムによる場内再利用を想定し、公共用水域への排水は行わないため項目として選定しない。

#### 4 工程

表 2 を参考に、令和 8 年 6 月までに縦覧及び住民説明ができるよう業務を進めること。

表2 工程表

項目	年月	令和6年度		令和7年度												令和8年度								
		2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8				
1 実施計画書作成 地域概況調査・調査項目選定		■	■	■																				
2 現地調査 大気質、地上気象、騒音・振動、悪臭				■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■							
3 生活環境影響調査書の作成 予測・影響分析、総合評価																	■	■	■	■				
4 公告・縦覧手続き 手続き・住民説明会支援																								■

## 5 現地調査の方法

建設予定地周辺の環境の現状について、以下の現地調査によりとりまとめる。調査指針の内容を基本とした調査方法に基づき調査を実施すること。調査位置については、別紙調査予定箇所図を参考に契約後発注者と協議のうえ決定すること。なお、調査実施のために必要な用地費、光熱水費及び道路使用等の申請費は受注者の負担とし、事前に関係機関及び周辺住民との調整を行うこと。

### 1) 気象調査

表 3-1 気象の調査方法及び調査期間等

調査区分		調査項目	調査方法	地点	期間、回数
気象	地上気象	風向・風速	「地上気象観測指針(平成14年気象庁)」、「環境大気常時監視マニュアル第6版(平成22年環境省)」に準拠	建設予定地 1地点	1年間連続
		日照時間 (日射量)		アメダス小出気象 観測所測定結果を 収集整理	

### 2) 大気質調査

表 3-2 大気質の調査方法及び調査期間等

調査区分		調査項目	調査方法	地点	期間、回数
大気質	施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・二酸化硫黄(SO<sub>2</sub>)</li> <li>・二酸化窒素(NO<sub>2</sub>(Nox, NO含む))</li> <li>・浮遊粒子状物質(SPM)</li> <li>・塩化水素(HCl)</li> <li>・ダイオキシン類</li> <li>・水銀(Hg)</li> </ul>	「大気の汚染に係る環境基準について(昭和48年環告25)」、「二酸化窒素に係る環境基準について(平成8年環告74)」、「有害大気汚染物質測定方法マニュアル(平成31年環境省)」、「ダイオキシン類に係る大気環境調査マニュアル(令和4年環境省)」に準拠	建設予定地周辺 3地点	4季×7日間
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・二酸化窒素(NO<sub>2</sub>(Nox, NO含む))</li> <li>・浮遊粒子状物質</li> </ul>	「大気の汚染に係る環境基準について(昭和48年環告25)」、「二酸化窒素に係る環境基準について(平成8年環告74)」		1季(寒候期)×7日間
	搬入路	<ul style="list-style-type: none"> <li>・交通量</li> <li>・走行速度</li> </ul>	方向別、大型車・小型車・二輪車別に1時間毎の通過台数をカウンターにより計測 一定区間内における車両の通過時間を毎時10台程度計測	搬入ルート 1地点	平日1日(8:00~17:00) 休日1日(8:00~12:00) ※

※搬入路の交通量及び走行速度はいずれも同一地点で実施することを想定している。

### 3) 騒音・振動調査

表 3-3 騒音・振動の調査方法及び調査期間等

調査区分		調査項目	調査方法	地点	期間、回数
騒音	施設	・騒音レベル	「環境騒音の表示・測定方法(JIS Z 8731)」に準拠	建設予定地境界4地点 周辺2地点	1日(24時間連続測定)
	搬入路	・騒音レベル	同上	搬入ルート1地点	平日1日(8:00~17:00) 休日1日(8:00~12:00) ※
		・自動車交通量	方向別、大型車・小型車・二輪車別に1時間毎の通過台数をカウンターにより計測		
		・走行速度	車両の通過時間を毎時10台程度計測		
振動	施設	・振動レベル	「振動レベル測定方法(JIS Z 8735)」に準拠	建設予定地境界4地点 周辺1地点	1日(24時間連続測定)
	搬入路	・振動レベル	同上	搬入ルート1地点	平日1日(8:00~17:00) 休日1日(8:00~12:00) ※
		・交通量	方向別、大型車・小型車・二輪車別に1時間毎の通過台数をカウンターにより計測		
		・走行速度	車両の通過時間を毎時10台程度計測		
	・地盤卓越振動数	振動レベル計に周波数分析系統を接続し、大型車10台程度について周波数分析		1回	

※搬入路の交通量及び走行速度はいずれも同一地点で実施することを想定している。

### 4) 悪臭調査

表 3-4 悪臭の調査方法及び調査期間等

調査区分	調査項目	調査方法	地点	期間、回数
悪臭	臭気指数	「臭気指数及び臭気排出強度の算定の方法(平成7年環告63)」に準拠	建設予定地敷地境界(風上・風下)2地点 周辺3地点	1回(夏季)

1)～4)の「調査方法」に記載の各種マニュアル、告示等に改正、改訂等があった場合は最新版を適用する。

## 6 予測

環境の変化の程度及びその範囲を把握するため、新施設設置に関する計画等の内容及び現況調査結果より、調査指針の内容を基本とした予測手法又は調査実施時点で一般的に用いられている予測手法に基づき、新施設の稼働に伴う一連の諸行為(以下「本事業」という。)が大気質、騒音、振動及び悪臭に及ぼす影響の程度が最大となると想定される時期における予測を行う。定量的な予測が可能な項目については計算により、それが困難な項目については同種の既存事例等からの類推等により予測する。

## 7 影響の分析及び環境保全対策の検討

影響の分析として、予測の結果を踏まえ、本事業による影響が実行可能な範囲

内で回避され、又は低減されているか否かについて見解を明らかにする。評価の内容は、以下の基本方針に基づき実施する。

- ① 影響の回避又は低減による分析(周辺環境への影響が実行可能な範囲内で回避され、又は低減されているか否かについて事業者の見解を明らかにする。)
- ② 生活環境の保全上の目標との整合性に係る分析(環境基準等の目標と予測値とを対比しその整合性を検討する。)

なお、環境保全目標を満足しない項目については環境保全対策を検討すること。

## 8 総合的な評価

現地調査、予測・影響の分析の結果を整理し、本事業による周辺地域への環境影響について総合的に評価する。

## 9 生活環境影響調査書の作成

上記の内容をとりまとめ、生活環境影響調査書を作成する。標準的目次構成は、調査指針を参考とし、詳細は必要に応じて発注者と協議すること。なお、本生活環境影響調査書の縦覧手続きに係る技術支援及び助言を随時行うとともに、告示・縦覧の際に必要なデータを提出すること。また、住民から提出された意見を整理し、生活環境の保全の観点から、意見書に対する見解案及び検討資料を作成すること。

## 10 関係機関等との協議

本業務における協議を関係機関等と行う際、受注者は必要に応じて資料を作成し、協議に出席するものとする。また、必要に応じて生活環境影響調査書の修補を行うものとする。現段階では3回(新潟県協議、整備検討委員会対応、都市計画審議会対応)を想定している。

## 11 住民説明対応

受注者は、発注者が行う住民説明会に同席し、必要に応じて生活環境影響調査結果の説明を行うものとする。現段階では縦覧手続き中の1回を想定している。

- 1) 縦覧手続き中の説明会では、生活環境影響調査の結果を報告する。
- 2) 前項で示した説明会の主旨を理解のうえ、説明資料を作成する。